

国民健康保険税の改正について

茨城県は国民健康保険の運営責任者として、県内の市町村に対し、令和4年度から国民健康保険税を2方式に統一するよう求めています。守谷市においても2方式を検討することとなり、今後、国民健康保険運営協議会委員の皆様にご意見をお伺いしていくこととなります。

1. 国民健康保険税額は次の3種類の課税額の合算額となります。

- (1) 基礎課税額（医療分） 対象：被保険者全員
- (2) 後期高齢者支援金等課税額 対象：被保険者全員
- (3) 介護納付金課税額 対象：40歳以上65歳未満の被保険者

2. 国民健康保険税は、経済的負担能力に応じて賦課される応能割と平等に被保険者又は世帯が負担することとなる応益割で賦課しています。

応能割	応益割
所得割：個人の所得によって賦課	均等割：被保険者1人に対して賦課
資産割：個人の資産によって賦課	平等割：加入世帯ごとに賦課

3. 守谷市の現状

		基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
応能	所得割	6.9%	2.2%	2.2%
	資産割	/	/	/
応益	均等割	24,000円	9,000円	18,000円
	平等割	22,000円	9,000円	/

※介護納付金課税額は、守谷市は2方式を採用。その他は3方式。

4. 茨城県が示す2方式

3種類の賦課に対し、全て所得割と均等割の2方式

メリットは、国民健康保険税の算定方法が分かりやすく、誰がいくら賦課されているのかが分かること及び単身世帯等の被保険者が少ない世帯は国保税が減少する。デメリットは、被保険者が多い世帯は国保税が増加する。